

表2 法人新生受付期間と指定日

申請受付期間	指定日
指定の前々月の1日～月末	毎月1日

詳細は窓口で問い合わせください。また、介護予防通所介護のみの申請も可能です。申請に押印する印は、法人の印鑑登録されている印を使用します。

内装や備品がそろい、スタッフも確保されてからの申請となります。原則、工事中・備品等が未納入の場合は受理されませんが、備品納入日などは個別に窓口で相談してください。

法人設立の指定は毎月の1日にします。例えば、2月28日に提出、受理した場合は4月1日に指定されます。3月5日に提出、受理した場合は5月1日に指定されます。提出しても、書類の不備等で再提出となることがあるので余裕を持って提出してください(表2)。

③受理

指定申請書を受理した際に「受理証」が発行されます。ただし、受理は「指定」の確約とはなりません。申請書類の受理後、指定内容に変更があった場合、都道府県の介護保険課に報告をして申請書類を差し替えます。

管理者などの人員を変更したら、必ず変更の手続きをとってください。

④審査

申請内容が人員、設備及び運営基準等を満たしているかを審査されます。通所の場合、指定予定日の前月の中旬に通所介護事業所の現地調査が行われます。

⑤指定

指定通知書が事業所あてに郵送されます。原則的に指定通知書は再発行されません。

事業開始後に指定届出内容に変更が生じた場合、変更届を変更後10日以内に提出しなければなりません。変更届がないと指定基準違反として指導を受けることがあります。指定は6年ごとに更新を受けます。

助成金申請：各都道府県の介護労働安定センターで人材費(介護基盤人材確保助成金)や雇用改善および教育訓練(介護雇用管理助成金)などの一部を助成してくれる制度があります。毎年、制度が変更になっていますので下に相談してみてください。助成金申請の手続きは、社会保険労務士などに依頼することもできます。ただし、成功報酬として助成額の10~20%程度の支払いがあります。

~~~~~ デイサービスの種類 ~~~~~

デイサービスには通所介護と介護予防通所介護があり、通常、通所介護(デイサービス)と介護予防通所介護(介護予防デイサービス)は、一体的に行います。よって、要介護者と要支援者は共に同じデイサービスを利用することになります。ただし、通所介護は、家族の介護疲れの解消(レスパイト)を目的としたサービス提供時間があります。一方、介護予防通所介護はサービス提供時間がありません。つまり要支援者は何時間以上デイサービスをしなければならぬという決まりはないです。

①通所介護

通所介護には、小規模型通所介護事業所、通常規模型通所介護事業所、大規模型通所介護事業所、療養通所介護事業所の4つがあります